

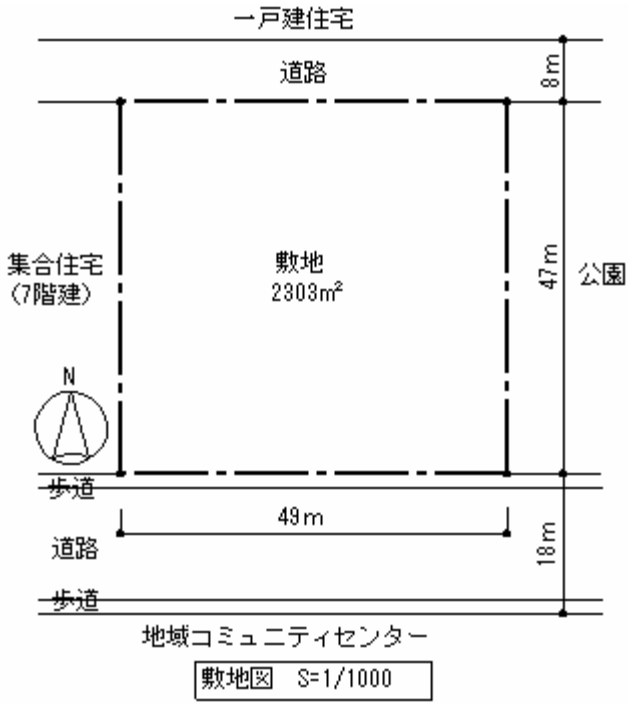
設計課題「保育所のある複合施設」

設計条件
この課題は、ある地方都市の市街地において、保育所と児童館及び高齢者施設を併設した施設を計画するものである。

この計画に当たっては、特に次のことが求められている。
保育所部門、児童館部門、高齢者施設部門を適切にゾーニングし、各部門の動線計画に配慮した計画とする。
保育所の園庭は、東側の公園を利用するものとし、屋外の遊び場から出入できるよう計画する。
多目的ホールは各部門のイベント等に使用し、来館者の利用に配慮した計画とする。

1 敷地及び周辺条件

- (1) 敷地の形状、高低差、接道条件、周辺状況等は、下図の通りである。
北側--- 道路（幅員 8m）を挟み、一戸建住宅がある。
東側--- 公園がある。
南側--- 道路（幅員 18m）を挟み地域コミュニティセンターがある。
西側--- 集合住宅（7 階建）がある。
- (2) 敷地は、道路及び隣地との高低差は無いものとする。また、必要に応じて歩道の切り開きは、一箇所当たり 6m までできるものとする。
- (3) 敷地は、第一種住居地域及び準防火地域に指定されている。また、建ぺい率の限度は 60%、容積率の限度は 200% である。なお、日影についての特別な配慮はしなくてよい。
- (4) 電気、ガス及び上下水道は、完備している。
- (5) 地盤は良好である。
- (6) 気候は温暖で、積雪についての特別な配慮はしなくてよいものとする。



2 建築物

- (1) 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造としてもよい）、地下 1 階、地上 3 階建とする。地下 1 階には機械室を設置するが、その計画はしなくてよいものとする。
- (2) 地階を除く床面積の合計は、2,100 m²以上、2,500 m²以下とする。なお、ピロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段等は、床面積に算入しないものとする。
- (3) 「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」に規定する次の a ～ g の特定施設については、設計製図参考資料に示す「誘導的基準（要約）」を満たすものとする。

a 出入口	b 廊下等	c 階段	d エレベーター
e 便所	f 駐車場	g 敷地内の通路	

- (4) 設備については、次のとおりとする。
空調設備を設ける。
エレベーターは、乗用 1 基(13 人乗・油圧式)を設ける。

3 屋外施設

- (1) 駐車場は、平面駐車とし、来館者として 10 台分（内車いす使用者用 1 台）、サービス用 2 台分を設ける。
- (2) 自転車置場は、来館者として 20 台分を設ける。（1 台当り 0.5m × 2m 程度）
- (3) 屋外に幼児の遊び場（100 m²以上）を計画し、足洗場、遊具等設ける。また、園庭として利用する東側の公園へ出入する。
- (4) ごみ置場を適宜設ける。

4 所要室

下表の室は、すべて計画する。

部門	室名	床面積	特記事項
その他	エントランスホール	約 100 m ²	風除室を設ける。
	多目的ホール	約 250 m ²	・ 1 階に設ける。 ・ ステージ、器具庫、準備室を設ける。 ・ 天井高 6m 以上とする。
	便所	適宜	・ エントランスホールから利用する。 ・ 男女別に設ける。 ・ 車いす使用者用を設ける。
	機械室	約 200 m ²	・ 地階に設け、ドライエリアを付設する。

部門	室名	床面積	特記事項
保育所部門	玄関	適宜	上下足の履き替えを行い、下足入れを設ける。
	ホール	適宜	
	保育室（1）	計約 150 m ²	・ 3、4、5 才児用とし、3 室(約 50 m ² /1 室)を設ける。 ・ 3、4、5 才児の登園は南側道路からとし、遊び場から出入する。 ・ 保育士の控室を兼ねる。
	保育室（2）	約 50 m ²	・ 2 才児用とする。 ・ 保育士の控室を兼ねる。
	乳児・ほふく室	約 80 m ²	・ 乳児・1 才児用とし、畳コーナーを設ける。 ・ 保育士控室を兼ねる。
	沐浴室	約 25 m ²	・ 乳児・ほふく室から直接出入りする。
	調乳室	適宜	・ 乳児のミルクや離乳食をつくる。
	事務室	約 50 m ²	・ 医務室、職員用便所を設ける。 ・ カウンターを設ける
	調理室	約 50 m ²	・ 幼児の食事を調理する。
	便所	適宜	
高齢者施設部門	倉庫	適宜	・ 教材等を収納する。
	玄関	適宜	・ 上下足の履き替えを行い、下足入れを設ける。
	ホール	適宜	
	機能訓練室	約 100 m ²	・ 日当りに配慮した明るい空間とする。
	介護者教室	約 30 m ²	・ 介護に関する指導等を行う。 ・ 機能訓練室に出入りできるよう計画する。
	休養室	約 70 m ²	・ 公園を眺められるよう計画する。 ・ 和室とし、収納、湯沸を設ける。
	浴室	計約 70 m ²	・ 男女別に設け、それぞれ約 35 m ² とする。
	事務室	約 30 m ²	・ 受付カウンターを設ける。
児童館部門	ハントリー	約 20 m ²	
	便所	適宜	・ 車いす使用者用を設ける。
	玄関ホール	適宜	
	プレイルーム	約 100 m ²	・ 日当りに配慮した明るい空間とする。 ・ 公園を眺められるよう計画する。
	図書室	約 50 m ²	
	工作室	約 100 m ²	・ 日当りに配慮した明るい空間とする。
	事務室	約 30 m ²	・ 受付カウンターを設ける。
	相談室	約 20 m ²	
	湯沸室	約 20 m ²	・ 事務室に隣接する。
	倉庫	適宜	
	便所	適宜	・ 車いす使用者用を設ける。

（注）上記の床面積の合計（地階及び適宜を除く）は、約 1,395 m²となる。

要求図面等
設計製図答案用紙の定められた枠内（寸法は枠外でもよい）に、黒鉛筆を用いて記入する。

1 要求図面

下表により、所定の図面を作成し（フリーハンドでもよい）、必要な事項を記入する。

図面及び縮尺	特記事項
(1) 1 階平面図兼配置図 1/200 (2) 2 階平面図 1/200 (3) 3 階平面図 1/200	建築物の主要寸法（柱割り及び床面積計算に必要な程度）を記入する。
	室名等を記入する。
	ダクトスペース、パイプシャフトの位置を図示し、それぞれ DS、PS と記入する。
	1 階平面図兼配置図には、次のものを図示する。 イ 断面図の切断位置 ロ 建築物の出入口 ハ 地階部分の位置（点線で図示し、床面積を記入する。） ニ 駐車場（台数を明示する） ホ 自転車置場（台数を明示する） ヘ ごみ置場 ト 通路・植栽等
	多目的ホール、保育室（1）（2）、乳児・ほふく室、機能訓練室、休養室、介護者教室、プレイルーム、工作室、図書室の床面積を記入する。
	2 階・3 階平面図には、直下階の屋根及び庇を図示する。
(4) 断面図 1/200	遊び場には、面積を記入し、足洗い場、砂場、遊具等を記入する。
	所要室の境界が壁などで仕切られていない場合は、その境界を明示する。
	切断位置は、多目的ホールを含み、建築物の立体構成（1 階～3 階）及び屋根形状がわかる断面とする。
	建築物の最高の高さ、階高、天井高（遊戯室及び主要な室）及び主要な室名を記入する。
	はり及びスラブの断面、並びに基礎を記入する。

2 面積表

1～3 階の床面積及びその合計を記入する。なお、各階の床面積について、はその算定式も記入する。

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」における誘導的基準（要約）		
	特定施設	構造
a 出入口	(1) 直接地上へ通ずる出入口及び駐車場へ通ずる出入口	主要な出入口の幅は、内法を 120cm 以上とする。 原則として、段を設けないものとする。
	(2) 不特定多数の者が利用する室の出入口	主要な出入口の幅は、内法を 90cm 以上とする。 原則として、段を設けないものとする。
b 廊下等	(1)a(1) の出入口から a(2) の出入口までの経路上にある廊下等	幅は、原則として、内法を 180cm 以上とする。 高低差がある場合においては、（2）を満たす傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けるものとする。
	(2)傾斜路及びその踊り場	幅は、原則として、内法を 150cm 以上とする。 勾配は、1/12 以下とする。 傾斜路の高さが、75cm を超える場合においては、高さ75cm 以内ごとに踏幅150cm 以上の踊場を設けるものとする。
c 階段	不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段	幅は、内法を 150cm 以上とする。 けあげの寸法は、16cm 以下とする。 踏面の寸法は、30cm 以上とする。 主たる階段には、回り階段を設けないこととする。
d エレベーター	不特定多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる階段がない階を有する特定建築物において、かごが当該階に停止しなければならないエレベーターのうち1以上のもの	かごの床面積は、2.09 m ² 以上とする。 かごの奥行きは、内法を 135cm 以上とする。 かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を 90cm 以上とする。 乗降口ビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を 180cm 以上とする。
e 便所	不特定多数の者が利用する便所を設ける階の便所	車いす使用者が利用できる便房の数は、当該階に設けられる便房の総数が 200 以下の場合には、その総数の 1/50 以上とする。 車いす使用者用便房及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とする。
f 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設	駐車場へ通ずる主要な出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けるものとする。 幅は、350cm 以上とする。
	(2) 出入口から車いす使用者用駐車施設までの距離	段を設ける場合においては、c の基準に合致するものとする。 高低差がある場合においては、g(2) の基準に合致する傾斜路を設けるものとする。
g 敷地内の通路	(1)a(1) の出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設までの通路	幅員は、180cm 以上とする。 高低差がある場合においては、(2) の傾斜路を設けるものとする。
	(2)傾斜路及びその踊場	幅は、原則として、内法を 150cm 以上とする。 勾配は、1/15 以下とする。 傾斜路の高さが、75cm を超える場合においては、高さ75cm 以内ごとに踏幅150cm 以上の踊り場を設けるものとする。